

## 鳥取県被災宅地危険度判定連絡協議会 規約

## (目的)

第1条 本会は、市町村において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災した宅地の危険度判定を市町村が迅速かつ的確に実施するため、県と市町村が相互に連携を図りながら、判定業務等に関する連絡調整や制度の充実を図ることにより、被災時における住民の安全を確保することを目的とする。

## (名称)

第2条 本会は、鳥取県被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## (所管事務)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 被災宅地危険度判定の実施体制の整備に関する事
- (2) 被災宅地危険度判定に使用する道具の確保に関する事
- (3) 被災宅地危険度判定士の養成及び登録への協力に関する事
- (4) その他目的達成に必要な事項に関する事

## (構成)

第4条 協議会は、鳥取県及び県内の市町村で構成する。

2 協議会の委員は、別表1に掲げる者とする。

## (役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。

3 会長、副会長は、任期を2年とし総会においてこれを選任する。

## (総会の招集等)

第6条 総会は委員をもって組織する。

2 総会は毎年度1回開催するほか、会長が必要に応じ召集する。

3 総会の議長は会長が務める。

4 総会の開催は、原則委員が一堂に会して開催することとする。ただし、緊急を要する場合等は、電磁的方法により開催することができる。

## (総会の権能)

第7条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約及び要綱の制定並びに改正
- (2) 事業計画
- (3) その他協議会運営に関する重要な事項

## (定足数及び議決の方法)

第8条 総会は委員の過半数の出席により成立する。

2 総会の議事は出席委員の過半数の同意をもって決する。

(事業年度)

第9条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、鳥取県県土整備部技術企画課に置く。

(負担金)

第11条 協議会にかかる負担金は原則徴収しないものとする。ただし、特別な事情により負担金を徴収する必要がある場合においては、総会に諮るものとする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

- 1 この規約は、平成18年 1月11日から施行する。
- 2 この規約は、平成19年 8月 9日から施行する。
- 3 この規約は、平成20年10月10日から施行する。
- 4 この規約は、平成21年 1月21日から施行する。
- 5 この規約は、平成24年 5月25日から施行する。

別表 1

町村名	委員	備考
鳥取市	建築指導課長	
米子市	土木課長	
倉吉市	防災安全課長	
境港市	管理課長	
岩美町	総務課長	
若桜町	総務課長	
智頭町	総務課長	
八頭町	総務課防災室長	
三朝町	危機管理課長	
湯梨浜町	建設水道課長	
琴浦町	総務課長	
北栄町	総務課長	
日吉津村	総務課長	
大山町	総務課長	
南部町	総務課防災監	
伯耆町	総務課長	
日南町	総務課長	
日野町	総務課長	
江府町	総務課長	
鳥取県	危機管理政策課長	
	住まいまちづくり課長	
	技術企画課長	事務局

平成 26 年 4 月 1 日現在

## (注意事項)

本表は、事務局から毎年 4 月に各委員を確認の上、修正を加えるものとする。

年度中途に委員の変更があった場合は、各委員は速やかに事務局に修正報告し、事務局は本表を最新の状態に保つこととする。